

## 平成28年度 第2回国立大学法人滋賀医科大学学長選考会議 議事要旨

日 時 平成28年11月 7日（月） 15時35分～17時15分  
（経営協議会終了後）

場 所 中会議室（管理棟2階）

出席者 学外委員 猪飼委員、位田委員、川端委員、平井委員、渡邊委員  
学内委員 村田委員、桑田委員、松浦委員、田中委員、野崎委員

陪席者 植田総務課長、富岡課長補佐、西田総務係長、伊藤総務係員

### 議 事

#### 1. 滋賀医科大学における学長選考の実績等について

位田議長から、前回議事要旨の確認の後、引き続き、植田総務課長から、資料1～4に基づき、滋賀医科大学における学長選考の実績・経緯等について説明があり、質疑及び意見交換があった。

なお、主な意見等は次のとおり。

- ・平成16年度に実施された学長選考において、意向聴取投票の結果と異なる候補者を学長選考会議が最終候補者とした理由について質問があり、植田総務課長から、追加資料として席上配布された学長選考会議が全学に公示した「学長選考に関する見解」のとおりであり、中期計画の途中で学長が交代することは望ましくないと述べられている旨の説明があった。これに対して、学長の交代が望ましくないと前提での意向投票であったか否かについて疑問が出されたが、同見解からは確認することはできない、との説明があった。
- ・学長選考方法について、新学長を選考するごとに「面接」や「所信表明演説」を新たに実施した理由について質問があり、植田総務課長から、学長選考会議が新たな学長選考判断要素として、意向聴取投票に併せて実施したことの説明があった。これに対して、そうした重要な判断要素の追加と意向投票は参考とする見解とは矛盾すると考えられるが、その説明はあるかとの質問があったが、学長選考会議の記録からは、意向投票はあくまでも参考とされているとの説明があった。
- ・大学のガバナンスをどう考えるかが重要である。
- ・学長選考に関する審議内容等については、広く学内外に対して公表するべきである。

- ・本学の学長選考における訴訟や国立大学法人法が改正され、「いわゆる意向投票を行うことは禁止されるものではないが、学内の意見に偏るような選考方法は、学長選考会議の主体的な選考という観点からは適切でない」旨の文部科学省通知を考慮すれば、意向聴取投票は取り止めることを検討する必要がある。
- ・一般的な企業において、社長を決める際に社員の意向を聴取することはあり得ないが、大学は永年、意向投票ではなく学長選挙を実施してきた経緯と大学独自の自治や伝統があり、構成員の意向を聴くことなく学長を決定することには違和感がある。
- ・学長選考会議は、学長選考結果だけでなく意向聴取投票の是非についても、結論に至るプロセスを含めて構成員が納得できる議論をする必要があり、学長選考会議委員の責任は重大である。
- ・国立大学法人法の改正により各大学が定めなければならない「学長選考会議が定める基準」について、学長選考の評価基準となり得るため、滋賀医科大学が求める学長像を具体的に明文化する必要がある。

## 2. 今後の学長選考会議における主な審議事項について

位田議長から、滋賀医科大学の過去の学長選考過程を踏まえ、構成員が納得する学長選考方法を構築しなければならないとの説明があり、またこれ以外にも学長の業務評価及び任期、解任審査等も検討課題となっている旨の補足があり、今後の学長選考会議において、次の事項について審議することが了承された。

### ①学長選考方法を再検討し、学長選考規程を改正する。

- ・求める学長像はいつどのように決めるのかについて検討すると共に、学長選考方法について具体的に検討する。
- ・滋賀医科大学学長選考等実施細則第6条に規定する意向聴取投票の在り方について検討し、意向投票の是非について可能な限り平成28年度内に結論を出す。

### ②学長の業務執行状況の確認方法を構築する。

### ③学長の任期及び解任審査について再検討する。

また、位田議長から、学長選考会議における審議経過は、広く学内外に公表し周知していく必要があるが、方法についても検討したいと考えている旨の補足説明があった。